相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市新屋比内町四四二番地、最後の住所秋田県秋田市新屋比内町四番八号
被相続人　亡　上村　迪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
秋田県秋田市山王六丁目二〇番二二号
相続財産管理人　弁護士　木元　愼一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市藤岡町大前三五三五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　横田　定吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
栃木県栃木市旭町一四―一六梁島ビル二階
相続財産管理人　弁護士　大関麻由子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市松井田町松井田五九三番地、最後の住所東京都世田谷区代沢四丁目二四番一〇―一〇一号
被相続人　亡　長岡　初美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区小豆沢二丁目七番地、最後の住所東京都板橋区坂下二丁目六番三―六〇六号
被相続人　亡　牧野　隆准

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取郡多古町喜多四三番地、最後の住所東京都葛飾区高砂三丁目一一番一四―三〇七号ステーションハイツ高砂
被相続人　亡　瓜生　鐐一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
東京都港区西新橋一丁目五番一四号信栄堂ビル七階あきつ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区稲荷台二番地、最後の住所東京都板橋区稲荷台二番一一号
被相続人　亡　田口　重市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
事務所東京都中央区銀座一丁目一〇番三号銀座ＤＴビル四階
相続財産管理人　弁護士　千葉　道則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区中央四丁目三四番地、最後の住所東京都中野区東中野二丁目一四番二〇号
被相続人　亡　岡部　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
事務所東京都千代田区有楽町二―一〇―一東京交通会館一〇二一号有楽町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　篠田　省二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市根本四九番地、最後の住所千葉県船橋市旭町五丁目一番二一号
被相続人　亡　五嶋　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
東京都台東区浅草二―六―四上野三生ビル六階畑・芳仲法律事務所
相続財産管理人　弁護士　芳仲美惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区岸町六丁目五番地、最後の住所東京都足立区東綾瀬二丁目六番三―一〇三号
被相続人　亡　神田　善治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
東京都東久留米市滝山六丁目二番一三―一〇七
相続財産管理人　芳賀　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小諸市大字山浦二八六番地、最後の住所東京都荒川区東尾久一丁目三二番一三号
被相続人　亡　清水　直行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区目黒本町五丁目六五番地、最後の住所東京都目黒区目黒本町五丁目二六番一八号
被相続人　亡　野戸トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区矢向五丁目六〇二番地、最後の住所横浜市旭区左近山一六番地の四左近山団地一街区二三棟一〇九号
被相続人　亡　岡田　泰宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
横浜市中区尾上町三丁目三五番地有楽ビル八階
相続財産管理人　弁護士　牧浦　義孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市坂ノ下一四六番地、最後の住所神奈川県鎌倉市坂ノ下五番一号
被相続人　亡　安齊　広行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
横浜市中区弁天通一―一〇新大宗弁天通ビル三―三〇二
相続財産管理人　弁護士　塚越　隆夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市つつじケ丘町一九番、最後の住所福井県鯖江市小泉町第一号六番地七
被相続人　亡　古川　裕司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日
福井県越前市蓬莱町六番二四号
相続財産管理人　弁護士　山本晋太郎